

# 物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充について

令和4年9月1日から制度の拡充が行われました。**拡充の概要は以下のとおりです。**  
事業場内の最低賃金の引上げへの対応に活用をご検討ください！

## 原材料費等の高騰の影響を受けている事業者への支援

通常コース

	特例の対象事業者	対象経費
現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	定員11人以上の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器
拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器

## 最低賃金が相対的に低い地域における事業者への支援

現行		拡充		
900円未満	900円以上	870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
4/5 (9/10)	3/4 (4/5)	9/10	4/5 (9/10)	3/4 (4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業者の場合

※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

特例コース

	対象事業者	対象経費
現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	(定員11人以上の自動車・PC等に加え)「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る)
拡充	コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者	(定員7人以上又は200万円以下の自動車・PC等に加え)「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る)

現行	拡充	
一律3/4	920円未満	920円以上
	4/5	3/4

※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

<助成金の申請先> **三重労働局雇用環境・均等室**です。  
☎ 059-226-2110 ☎ 514-8524 三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

<助成金の問合せ先> **業務改善助成金コールセンター**です。  
☎ 0120-366-440 (受付時間 平日：8:30~17:00)

<働き方改革に関する専門家派遣・相談等支援事業> 無料相談窓口です！  
**三重働き方改革推進支援センター**に、お気軽にお問い合わせください。

☎ 電話  
フリーダイヤル 0120-111-417  
固定電話 059-271-5668

☎ ファックス  
059-271-6654

E-mail  
[miec@task-work.com](mailto:miec@task-work.com)

ホームページ  
<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/mie.html>

〒514-0004 三重県津市栄町2-209セキゴン 第二ビル2階 (株)タスクPlus  
【令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(厚生労働省三重労働局委託事業)】

最低賃金	時間額	適用労働者の範囲
三重県最低賃金 令和4年10月1日から	933円	三重県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、特定最低賃金が適用される労働者を除きます。